



佐賀県公報

平成16年
5月14日
(金曜日)
第 12454号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○児童福祉法に基づく指定試験機関の指定

(三七七・こども課) 一

○青少年に有害な図書等の指定

(三七八・") 一

公告

○貸金業者の登録の取消し

(商工課) 二

○平成十六年度改良普及員資格試験の実施

(農産課) 二

○開発行為に関する工事の完了

(まちづくり推進課) 五

○ 告示

●佐賀県告示第三百七十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の九第一項の規定により、次のとおり同項に規定する試験事務（以下「試験事務」という。）の一部を指定試験機関に行わせることとした。

平成十六年五月十四日

佐賀県知事 古川 康

一 指定試験機関の名称

社団法人全国保育士養成協議会

二 主たる事務所の所在地

東京都千代田区富士見一丁目二番三十二号

三 試験事務を行わせることとした日

平成十六年三月三十一日

●佐賀県告示第三百七十八号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年五月十四日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	16-25	漫画 ばんがいち 6月号	(株)コアマガジン	18295-6	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
〃	16-26	本当にあった人妻の浮気話 6月号	ミリオン出版(株)	18123-6	
〃	16-27	グラビアコミックマガジン ドキッ! 5月号	竹書房	16677-5	
〃	16-28	失楽天 CHUッ! スペシャル 5月号増刊	(株)ワニマガジン	16152-5 L-2004-6/16	
〃	16-29	ザ・ベスト MAGAZINE ORIGINAL 6月号	KKベストセラーズ	04039-06	
〃	16-30	ザ・ベスト MAGAZINE No. 241 6月号	KKベストセラーズ	14003-6	
〃	16-31	URECCO gal 6月号	ミリオン出版	01865-6	
〃	16-32	月刊 メルフレ BOMBER [ボンバー] NO-037 6月号	KKベストセラーズ	08513-06	
〃	16-33	e ONNA [イオナ] DMM DVD 6月号増刊 6月号	(株)ジーオーティ	06642-06 L6/21	
〃	16-34	ストリートナンパ Don't 6月号増刊	(株)サン出版	06778-06 L-6/20	

○ 公 告

次の貸金業者について、貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第37条第1項第1号の規定により、平成16年5月6日貸金業者の登録を取り消した。

平成16年5月14日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 商号又は名称 大淀
- 2 氏名 淀川政巳
- 3 主たる営業所等の所在地 佐賀県武雄市武雄町大字武雄5334番地1
- 4 登録番号 佐賀県知事(1)第00812号
- 5 登録年月日 平成13年9月20日

佐賀県改良普及員資格試験条例(昭和38年佐賀県条例第44号)第3条の規定により、平成16年度改良普及員の資格試験を次のとおり行います。

平成16年5月14日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 試験の区分
改良普及員資格試験
- 2 試験の期日及び場所

期 日	試 験 区 分	場 所
平成16年8月31日(火) (9:00~15:00)	9:00~ 12:20	佐賀県庁新行政棟 11階大会議室 (佐賀市城内一丁目1番59号)
	13:00~ 15:00	
平成16年9月1日(水) (9:00~16:30)	9:00~ 11:30	佐賀県職員互助会館 (佐賀市城内一丁目6番5号)
	13:15~ 16:30	
	筆記試験(選択項目) 択一式又は記述式	

3 受験願書の受付期間等

(1) 受付期間

平成16年6月7日(月曜日)から6月21日(月曜日)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

なお、郵送の場合は、6月21日(月曜日)の消印のあるものまで有効とします。

(2) 受付時間

5の受付場所に直接持参する場合は、9時から17時までとします。

4 受験手数料

2,500円(佐賀県収入証紙によること。)

5 受験願書の受付場所

佐賀県生産振興部農産課(佐賀市城内一丁目1番59号)

6 受験資格

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(学校教育法による大学院を含み、学校教育法による短期大学(以下「短期大学」という。))を除く。以下同じ。)、改良普及員の養成の事業を行う講習施設(短期大学において農業若しくは家政(生活を含む。以下同じ。))に関する正規の課程を修めて卒業した者であること又は都道府県知事がこれと同等以上の学力

を有すると認められた者であることを受験資格とする修業年限2年以上のものに限る。以下「農業講習施設」という。))若しくは財団法人農民教育協会鯉淵学園(以下「鯉淵学園」という。))を卒業(大学院における修了を含む。以下この号において同じ。))した者又は当該試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者(鯉淵学園にあっては、農業経営科学科普及専攻又は生活栄養科学科普及専攻の課程を修める者に限る。))

(2) 短期大学、改良普及員の養成の事業を行う講習施設(農業講習施設を除く。以下「農業講習所」という。)、蚕業改良指導員(農業改良助長法施行令(昭和27年政令第148号)附則第2項に規定する蚕業改良指導員をいう。))の養成の事業を行う蚕業講習所(以下「蚕業講習所」という。))、農業者研修教育施設(農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条第1項第5号の事業を行うものとして設置されたものに限る。以下同じ。))の養成部門、鯉淵学園若しくは学校法人自由学園最高学部2年課程(以下この号において「短期大学等」という。))において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者(鯉淵学園にあっては、平成8年度以前に卒業した者に限る。))又は果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規程(昭和36年農林省告示第1360号)若しくは旧農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程(昭和34年農林省告示第416号)による研修課程を修了した者であつて、卒業又は修了後当該試験の実施期日までに次のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年(農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学等の当該課程を修めて卒業した者にあっては、1年)以上に達するものイ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体に属する農業若しくは家政に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下「高等学校等」という。))若しくはこれと同等以上の教育機関における農業又は家政に関する試験研究又は教育ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の実施する農業又は家政

に関する技術についての普及指導

(3) 短期大学、農業講習所、蚕業講習所若しくは農業者研修教育施設の養成部門（以下この号において「短期大学等」という。）において農業者しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者であること又はこれと同等以上の学力を有する者であることを入学資格又は入所資格とする教育機関（以下この号において「継続教育機関」という。）において農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者であつて、当該試験の実施期日までに継続教育機関における修業年限と(2)のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間との合計期間が2年（農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学等の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年）以上に達するもの

(4) 高等学校等を卒業した者又は大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者であつて、卒業若しくは検定合格後当該試験の実施期日までに(2)のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

7 試験の方法

試験は、筆記試験及び口述試験とします。

(1) 筆記試験

改良普及員として必要な教養、専門的技術及び知識に関する事項について次のとおり行います。

ア 必ず項目

次の表の左欄に掲げる必ず項目について択一式又は記述式により行います。

イ 選択項目

次の表の右欄に掲げる選択項目のうちから受験者があらかじめ選択する3項目のうち、2項目については択一式又は記述式により、1項目については論文式により行います。この場合において、択一式又は記述式

により行う試験において選択する項目と論文式により行う試験において選択する項目については、同一項目を重複して選択することができません。とします。

必ず項目	選 択 項 目
教 育 概 論 農 業 概 論 農業技術概論 農政事情 農業経営 生活経営	作物 園芸 畜産 土壤肥料 植物病理及び昆虫 農業機械及び施設 植物育種 生命工学 生物化学 食品化学及び食品加工 ワークシンプ論 農業経済 家庭経済 会計学 労働科学 栄養学 建築及び住居 農村計画 生活福祉 社会学 統計学及び情報処理

(2) 口述試験

改良普及員として必要な社会常識その他の能力について行います。

8 出願に要する書類

(1) 受験願書（受験手数料を佐賀県収入証紙により所定の位置にはり付けたもの）

(2) 履歴書

(3) 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書、最終学校修了証明書若しくは修了見込証明書又は検定合格証明書

(4) 6の(2)から6の(4)までに該当する者にあつては、受験資格があることを証明する書類

(5) 写真（最近6月以内に撮影した正面、上半身、無帽、縦4センチメートル横3センチメートルの無台紙のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を自署したもの）

9 その他

詳細については、佐賀県生産振興部農産課（佐賀市城内一丁目1番59号 電話0952-25-7118）又は最寄りの地域農業改良普及センターに問い合わせ

てください。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年5月14日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀郡大和町大字久池井字六本柳1111番1、1111番2、1115番4及び1115番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀市鍋島六丁目7番2号

井上徹

井上理恵子

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年五月十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画（株）